

原告団

ニュース139号

次回裁判:2024年3月22日(金)午後2時30分～

特別寄稿

海渡雄一（核燃裁判弁護団・弁護士）
（処理汚染水海洋放出差止訴訟弁護団共同代表）

**ALPS処理汚染水海洋放出差止訴訟を提訴
=すべての生き物のため、
海を守る闘いにご支援を=**

1 海洋放出は原発事故による被害を被った人々に対する二重の加害行為である

2023年8月24日、ついに東京電力は政府のお墨付きを得て、ALPS処理汚染水の海洋放出が始まりました。政府はこの海洋放出を30年以上続けると言っています。福島原発事故の事故発生の責任は東電と国にあります。国については最高裁は責任を認めませんでした。2022年6月7日の最高裁判決は明らかに誤りです。汚染者負担の原則により、国と東電には汚染物質の発生者が最後まで環境から隔離して管理する責任があります。東電と国は、この責任に反して故意に汚染を拡大し、原告らに二重の加害行為を加えているのです。

ALPS処理汚染水のもともとは炉心でメルトダウンした核燃料の成分が溶け出した汚染水です。通常原発の運転時に排出される温排水とは、まったく成り立ちの違うものです。この核燃料と汚染水中には、1000種類以上の核種が含まれていましたが、放出に当たって東電と国が計測しているのはわずか69の核種

目次

特別寄稿 ALPS 処理汚染水海洋放出差止訴訟を提訴	1
裁判報告	4
・準備書面(200)	4
航空機落下確率評価に関する審査基準違反	
・準備書面(201)	6
六ヶ所断層に関する日本原燃の見解とこれに基づく国の規制審査における判断に看過しがたい過誤・欠落があること(2)	
被告・原子力規制委員会と参加人・日本原燃の訴訟準備	11
次回裁判の日程	11
Zoom 学習会 核燃基礎講座 No.7(2023.12.5 開催)より	11
六ヶ所再処理工場の竣工延期確実の理由	13
「核燃料サイクル40年の大誤算」の検証事業を展開	14
六ヶ所核燃などを巡る動き	15
お知らせなど	16



2023. 11. 23 韓国・ソウル 国際シンポジウム会場で
(右から4番目が海渡弁護士)

だけです。

また、ALPS処理によって放射性物質であるトリチウムと炭素14は全く取り除くことができませんし、ヨウ素129は4パーセントが残るとされます。セシウム134,137、ストロンチウム90はかなり除去されますが、それも完全ではありません。これらの放射性物質は海洋

生物である海藻(ヨウ素)や魚の骨(ストロンチウム)の中に濃縮される性質があります。海洋環境、ひいては人間の生命への健康に及ぼす影響は未知数だといわなければなりません。

2 海は世界の公共のもの、一企業のために汚染することは許されない

過去に事故起源の放射性廃棄物を故意に海に投棄した例はありません。仮に、薄めても放射性物質の総量は変わりません。そもそも全世界の海はつながっており、世界の間人だけでなくあらゆる生物の共通の生存のよりどころです。福島原発事故を引き起こし、世界中に汚染物質を拡散した東京電力が公共のもの(common)である海にALPS処理汚染水を故意に放出し、事故による環境汚染に付け加えて、環境に害を与えることなど許されるはずがないのです。

漁民と漁業関係者が、国のすさまじい圧力の中で、ALPS処理汚染水を放出させないために立ち上がりました。9月8日、11月9日の二次にわたり、福島地方裁判所に合計で300人を超える、全国の漁業関係者と福島を中心とする住民が「ALPS処理汚染水」の海洋放出差し止めの訴訟(国に対する行政訴訟と東電に対する民事訴訟)を提起しました。

ALPS処理汚染水の海洋放出によって原告らが生産している漁業生産物の販売は著しく困難となるでしょう。政府は、これらの損害について、補償すると言っていますが、まさに、補償しなければならない事態を招き寄せる「災害」であることを認めているといえます。一般住民である原告との関係では、将来健康被害を受ける可能性があるという不安をもたらし、その平穏生活権を侵害するといえます。

3 ALPS処理汚染水の放出は被告東電自らが原告らを含む関係者に行った約束に反する

2011年4月、被告東電は汚染水1万トンで「緊急時のやむをえない措置」として放出しました。この時、漁業者との事前の協議はなく、全漁連は東電に対して強く抗議しました。2013年にも、高濃度の汚染水が流出し続けていたことを認めました。このため、2015年、

福島県漁連が地下水バイパスやサブドレンの水を海洋放出することを了承せざるを得なかったとき、タンクに貯蔵されているALPS処理汚染水について、東電は福島県漁連に対して、「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」と約束しました。県漁連は、いまま海洋放出反対の姿勢を崩しておらず、「関係者の理解」という要件は充足されていないままなのです。

4 明らかなロンドン条約・96年議定書違反

放射性廃棄物の海洋への投棄は、ロンドン条約の96年議定書によって低レベルのものであっても、全面的に禁止されています。環境汚染物質を海洋に放出する行為については、船や人工海洋構築物からの投棄(Dumping)はロンドン条約と96年議定書が、陸域起源の汚染物質の海への流入(Discharge)については、国連海洋法条約の管轄とされています。

議定書は「プラットフォームその他の人工海洋構築物から海洋へ故意に処分すること」を禁止しているのです。ALPS処理汚染水が排出されている海底トンネルは、単なるパイプラインとは程遠い、人工海洋構築物と呼ぶにふさわしい大型クレーンを搭載した作業船によって敷設されたものです。

ロンドン条約は故意の投棄行為による海洋の環境汚染を防止するために制定されたものであり、我々がこの訴訟で96年議定書の適用を求めることには正当性があると思います。

さらに、96年議定書は、締約国の一般的義務として、「予防的取組方法を適用し、」「投入及びその影響との因果関係を証明する決定的な証拠があるか否かを問わず、この考え方にしたがって適切な防止措置をとる。」と規定し、明確に予防原則を採用していることも付言しておきます。

5 汚染の責任者にはより環境に負荷をかける代替策を採用すべき義務がある

汚染水が生み出される原因は地下水が継続的に炉心に流入しているためです。まず汚染水のこれ以上の発生を食い止める、陸側のコンクリート製の遮蔽壁など抜本的な措置を取ることが強く求められます。すでに発生している汚染水については、長期陸上保管のため、

新たなタンクを建てるべきです。福島サイトのすぐ隣に7,8号機の建設用の広大な土地が残されています。また、液体放射性物資をモルタル固化などの措置により固形化することを検討すべきなのです。国も東電もこのような代替案をまともに検討していません。

6 IAEA報告は海洋放出の正当化について判断していない

IAEA(国際原子力機関)は6月に公表された包括報告書において、放出は「国際的な安全基準に合致している」、人や環境に与える影響は「無視できるほどごくわずか」と評価し、政府と東電はこれを錦の御旗としています。

しかし、ALPS処理された後の汚染水にも環境基準を超える放射性物質が残っています。これを何十倍にも希釈して放出するから、国際的な安全基準を超えないというだけなのです。また、報告書の序文でIAEAのグロッシ事務局長は海洋放出について、あくまで日本政府の決定であり、「推奨するものでも支持するものでもない」と述べています。

7 国際的な連携によって海洋放出は止められる

3月4日午後2時から福島地裁で第1回口頭弁論が行われます。何としても勝ちたい訴訟です。この裁判に関連して、私は11月23日に韓国のソウルで開催された国際シンポジウムに出席しました。この海洋放出については、韓国の憲法裁判所に4万人の市民と160頭のイルカとクジラを原告とする「憲法訴願」が申し立てられていること、フィジーの市民団体PANは、ドイツのOcean Vision Legalのアンナ弁護士を代理人として国連人権理事会の特別報告者に通報を行ったこともわかりました。

専門家の協力体制を確立するためにも、1000万円以上のお金を集める必要があると考え、3月から大規模なクラウドファンディングに取り組みます。青森の皆さんの物心両面のご支援をお願いします。

8 六ヶ所再処理工場の海洋放出にも注目を

処理汚染水の海洋放出は、廃炉と福島の復興のために必要だという大義名分のもとに強行されました。しかし、廃炉作業完了までにあと何十年、何百年かかるか全く見通しが立っ

ていません。漁業者との約束を破ってまで緊急に海洋放出しなければならない理由は全くありませんでした。放出は40年間続く計画で、海の汚染は悪化の度合いを深めていきます。

私たちは、政府、東電のあまりの暴挙に憤り、司法の場で放出の差止めを求めましたが、同じような放射能の大量放出が、六ヶ所再処理工場でもなく行われようとしています。

六ヶ所再処理工場は、目下ガラス固化の失敗で開店休業中ですが、本格稼働すれば、トリチウム、クリプトン、炭素14などが全量放出(垂れ流し)され、その他にもプルトニウム、ストロンチウム、ヨウ素など大量の放射能が大気中に海水中に放出されます。液体トリチウムは、年間9700兆ベクレルを管理目標値(規制値ではありません)としています。これは福島の放出汚染水(22兆ベクレル)の440倍と桁違いの量です。

処理汚染水と相俟って、海洋汚染は深刻化し、私たちの食の安全と環境を脅かしてゆきます。

私は、六ヶ所再処理工場の事業許可取消訴訟の代理人として、30年にわたる裁判を闘ってきましたが、核燃料サイクル政策に対する国と電力会社の執着、青森県知事の核燃マネー依存度は強く、何が何でも再処理を本格稼働させようとしています。

処理汚染水放出の差止め同様、六ヶ所再処理工場の廃止に向けて皆様のお力を貸してください。



再処理工場と海洋放出管の位置
(高木基金ホームページより)

準備書面（200）

航空機落下確率評価に関する審査基準違反

弁護士 伊東 良徳

これまで、伊東代理人から航空機の落下確率評価の審査の誤りについて、いくつかの主張書面を提出してきましたが、今回の準備書面は、論点を整理したものです。

第1 三沢対地射爆撃場の訓練飛行回数を考慮しない誤り

航空機落下確率評価基準は、「訓練空域内で訓練中の落下事故の評価においては、原則として原子炉施設及びその周辺上空の訓練空域からの自衛隊機又は米軍機の落下を原子炉施設の立地点ごとに評価する必要がある」が、現時点では全国平均値を用いるものとするとして、
「ただし、今後、原子炉施設の上空あるいはその周辺の訓練空域で訓練中の自衛隊機又は米軍機が落下した場合や、原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなったと判断される場合は、こうした実際の状況を考慮して原子炉施設への航空機落下の確率を評価する。」と定めているのであるから、三沢対地射爆撃場の存在により周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多い本件再処理施設については、訓練飛行の回数を考慮した評価をしなければならないところ、これを行わないままに許可した。

補助参加人は、1993年1月から2012年12月までの事故事例が自衛隊機7回、米軍機5回であったとして、自衛隊機又は米軍機の落下確率を 7.5×10^{-8} とする評価結果を提出した。

被告はこれについて何ら異論を呈さなかったが、原告らがこれを発見し、最近の20年間である1998年3月から2018年2月までの20年間では少なくとも自衛隊機11回、米軍機4回の墜落事故があったから、航空機落下確率評価指針に基づいて正しく評価すれば落下確率は基準の 10^{-7} に迫っており、直近でもう1回か2回墜落事故

が起これば 10^{-7} を超えると指摘したところ、補助参加人は、落下確率を 9.0×10^{-8} に修正した。

被告がとりまとめた航空機落下確率評価に用いる航空機落下事故に関するデータ(NRA技術ノート)によれば、2001年1月から2020年12月までの20年間に航空機落下確率評価基準でカウントすべき対象となる墜落事故は自衛隊機17回、米軍機6回とされている。従前の基準でデータ収集した場合と比較すると自衛隊機で5回、米軍機で2回対象事故が増えている。

従前の評価は過小評価であったことが判明した。

第2 全国平均値を用いた自衛隊機あるいは米軍機の正しい落下確率評価

本件変更許可処分がなされた2020年7月29日を基準として考えた場合、2000年1月から2019年12月までの20年間では自衛隊機の墜落事故19回、米軍機の墜落事故6回、2000年7月から2020年6月の20年間では自衛隊機の墜落事故18回、米軍機の墜落事故6回として落下確率を評価するのが、航空機落下確率評価基準の全国平均値を用いた場合の自衛隊機あるいは米軍機の落下確率評価の正しい評価ということになる。

なお、「全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積」について自衛隊機は24万4799 km^2 、米軍機は37万2464 km^2 としている。

以上のデータに基づき、本件再処理工場の標的面積を0.04 km^2 として落下確率評価を行えば、2000年1月から2019年12月の20年間では 1.87×10^{-7} 、2000年7月から2020年6月の20年間では 1.79×10^{-7} となり、いずれにしても、航空機落下確率評価基準が定める 10^{-7} を大幅に超えることとなる。

以上のとおり、本件再処理施設について、審査基準である航空機落下確率評価基準の全国平均値による評価を正しく行えば、基準とされて

いる 10^{-7} を大幅に超えるにも関わらず、カウントすべき対象事故をカウントせずに行った評価で航空機落下確率が 10^{-7} 未満であることを前提になされた本件変更許可は審査基準に違反するものである。

第3 審査基準の変更手続を取らずに基準適用を変更したことの違法性

1 航空機落下確率評価基準における小型機の扱い

航空機落下確率評価基準は、有視界飛行方式の民間航空機の落下確率評価においては「対象航空機の種類による係数」を掛けることとして、小型機に対しては10分の1の係数を掛けることを定めている一方で、自衛隊機又は米軍機の落下確率評価に際してはそのような定めをまったくしていない。

このことは、評価基準策定時においても議論され、航空機落下確率評価基準が軍用機についてはいかなる小型機であっても10分の1の係数は掛けないという趣旨であることは、当初発表の添付資料からも明らかである。

すなわち立法者意思は、自衛隊機又は米軍機の落下確率評価に際しては、どのような小型機であっても軍用機の事故については10分の1の係数は掛けずに通常の評価（1回の墜落は1回）をするというものであったことが明らかである。

2 航空機落下確率評価基準の制定手続

航空機落下確率評価基準は、2001年3月6日の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の原子炉安全小委員会において基準策定が提案され、専門家からなるワーキンググループでの6回の会合による検討とパブコメを経て策定されたものである。

被告は、原告ら準備書面（158）の指摘を受けて補助参加人が落下確率評価を修正して 9.0×10^{-8} としたのを見て、2019年3月20日の原子力規制委員会本会議において、更田委員長が「これは境界となる頻度とほぼほぼ同レベルととるべき」と発言した後、2019年7月3日の原子力規制委員会本会議に本件再処理施設への航空機落下確率評価の方法について、小型機の事故については10分の1の係数を掛けることを含めた4案を提案した。

被告の提案は、この会議で伴委員が「資料

の作りとして気になったのは、 10^{-7} 回／年を超えないためにはどうしたらいいかみたいに見えてしまうのですけれども」と言い訳をしなければならぬほど露骨な、はじめに追加の防護設計を求めないことありきの、補助参加人救済策であった。

この会議での意見表明で、正しい前提認識の上で賛成したのは、5名の委員中2名のみで、本件再処理施設について軍用機についても一定以下のものに10分の1の係数を掛けることへの賛同は、言わば少数意見であった。

そして、その後この問題について会議の場で何ら議論されないままに、補助参加人の再処理施設については、F16以下の航空機の墜落事故数に10分の1の係数を掛けるとの提案がなされた。

F16以下のものの墜落事故には10分の1の係数を掛けるという例外的運用をする決定は、専門家のワーキンググループによる検討なく、わずか2回の会議での各委員の意見表明がなされただけで、合計でも30分足らず議題に載せられただけで、パブコメもなくなされた。

3 まとめ

行政手続において、許可基準が定められているときには、申請内容が予め定められている基準に適合しているかを審査して許可の適否を判断するべきであって、当該基準を満たさない申請があるからといって、基準の方を変更したり、ましてや特定の申請についてのみ例外を認めることには慎重でなければならない。

本件において被告は、航空機落下確率評価基準が定めていない例外を極めて簡易な手続で決定している。

専門家によるワーキンググループでの6回の会合での議論とパブコメを経て策定された基準を、専門家集団によるワーキンググループ等での議論もパブコメもなく変更する（例外を定める）こと自体、行政手続として公正適切なものとは到底言いがたいものである。

よってF16以下のものの墜落事故回数に10分の1の係数を掛けるとの決定は違法無効なもので、そのような評価方法を前提とする本件変更許可は、航空機落下確率評価基準を満たさないものであり、違法無効である。

準備書面（201）

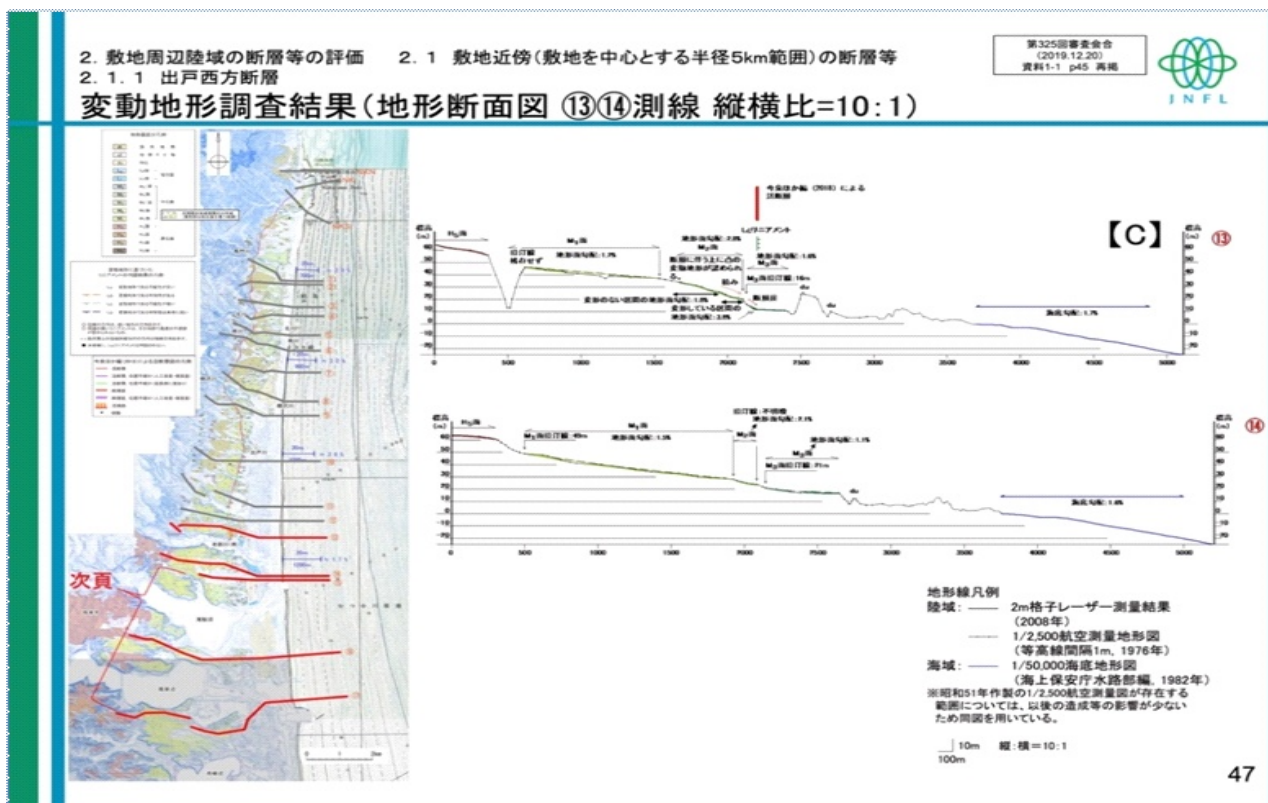
六ヶ所断層に関する日本原燃の見解とこれに基づく国の規制審査における判断に看過しがたい過誤・欠落があること（2）

弁護士 海渡 雄一

被告準備書面（5）に対する反論

1. 本準備書面は、日本原燃が適合性審査において提示した地形断面図などに、不適切・不誠実なものがあることを指摘し、さらに、段丘面の傾斜に関する奥村晃史氏の意見書の矛盾についても指摘し、反論する。

- ① 審査会合で配布された資料の47頁及び48頁には、下記のような調査結果が記載されている。
- ② 47頁の左の地形図の⑬～⑰の測線に沿った地形断面図のうち、⑬～⑭に対応するものが47頁右側に示されており、⑮～⑰に対応する地形断面図が48頁に描かれている。各地形断面図は、横軸に各測線の西の端点を原点（0=ゼロ）とした距離（m）、縦軸には標高（m）がとられ、測線上を西から東へと移動するように描かれている。



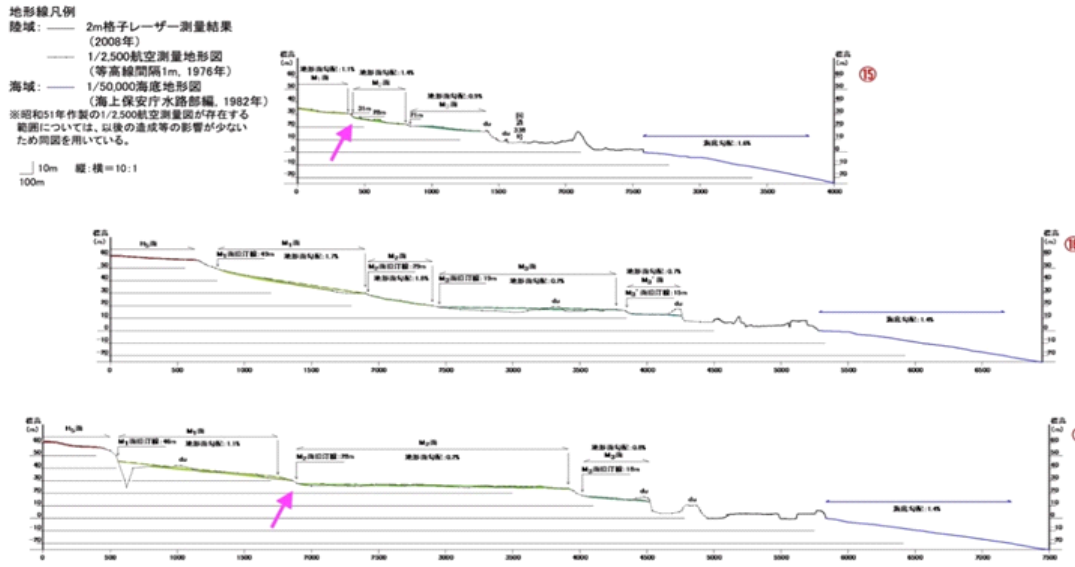
- ③ 48頁の⑰測線の地形断面図を西から東へと追っていくと、2000mの手前で崖のような落ち込みがあらわれ、日本原燃はこの位置でM1とM2（渡辺教授の呼び方ではM1'）を区分している。

2. 敷地周辺陸地の断層等の評価 2.1 敷地近傍(敷地を中心とする半径5km範囲)の断層等

2.1.1 出戸西方断層

変動地形調査結果(地形断面図 ⑮⑯⑰測線 縦横比=10:1)

第325回審査委員会
(2019.12.20)
資料1-1 p46 再掲

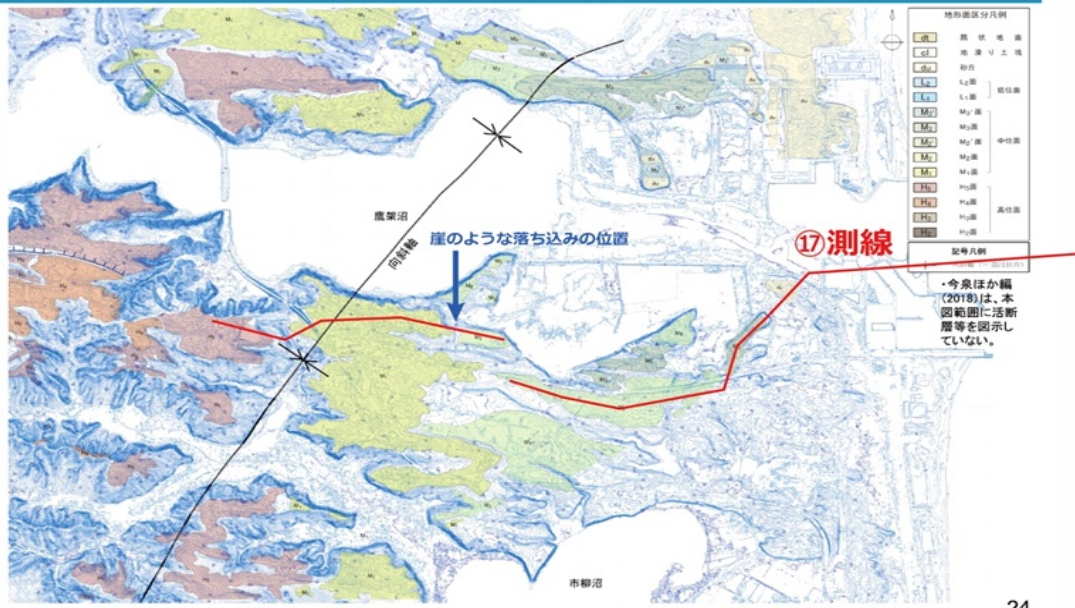
② ⑰測線のトレースを(出戸西方断層の北端・南端評価に係るコメント回答)、24頁記載の地形図および34頁記載の赤色立体地図に赤色で重ねたものを下記に示す。

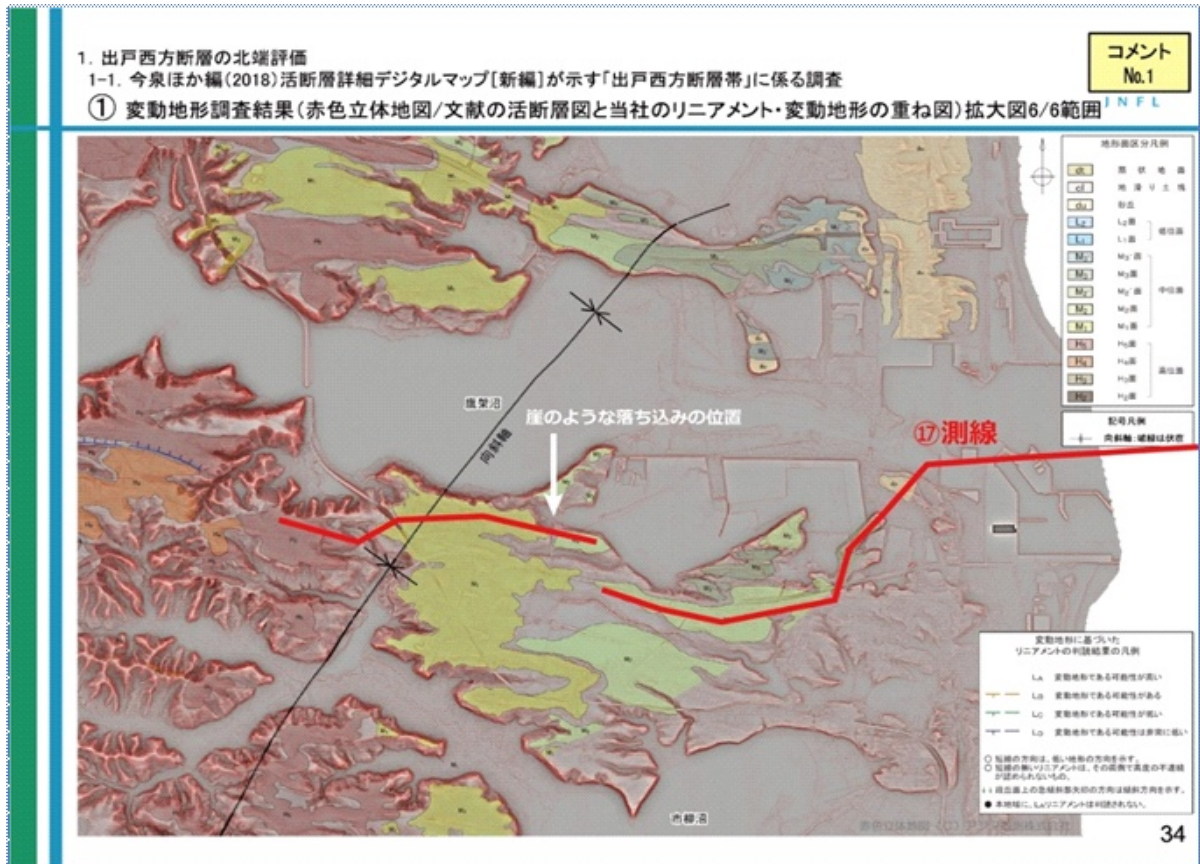
記

それぞれの図に、青色および白色で崖のような落ち込みの位置を図示(矢印の部分)した。この位置に図示されている南北にのびる直線状の崖は、「完全に人工のもの」であり(渡辺教授の見解)段丘崖ではない。従ってM1とM2(M1')を区分することは科学的にできない。

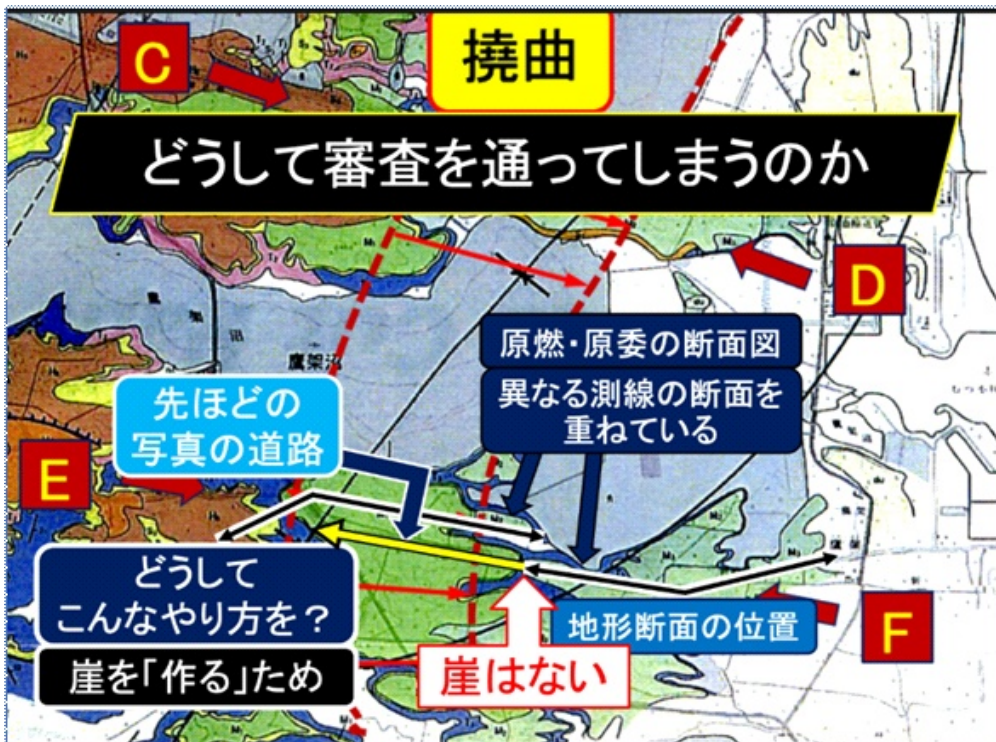
1. 出戸西方断層の北端評価
1-1. 今泉ほか編(2018)活断層詳細デジタルマップ[新編]が示す「出戸西方断層帯」に係る調査
① 変動地形調査結果(当社判読図との重ね図)拡大図6/6範囲

コメント
No.1





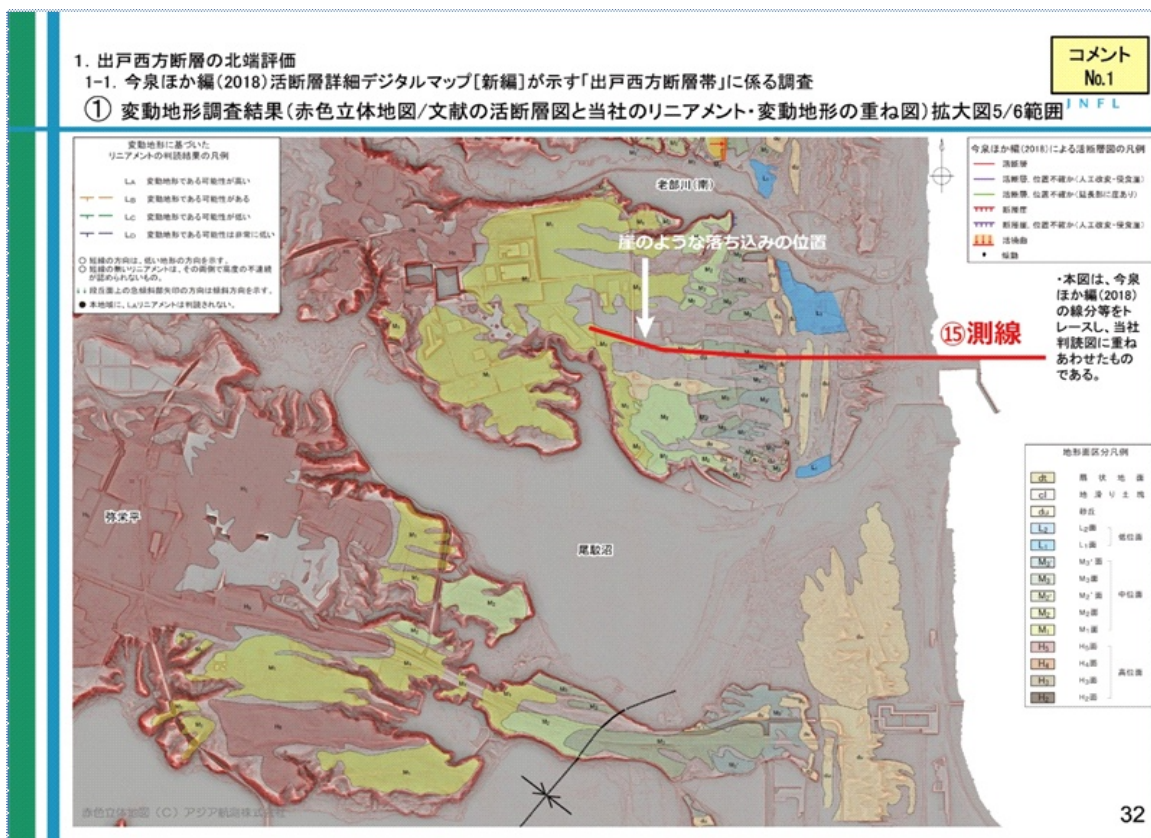
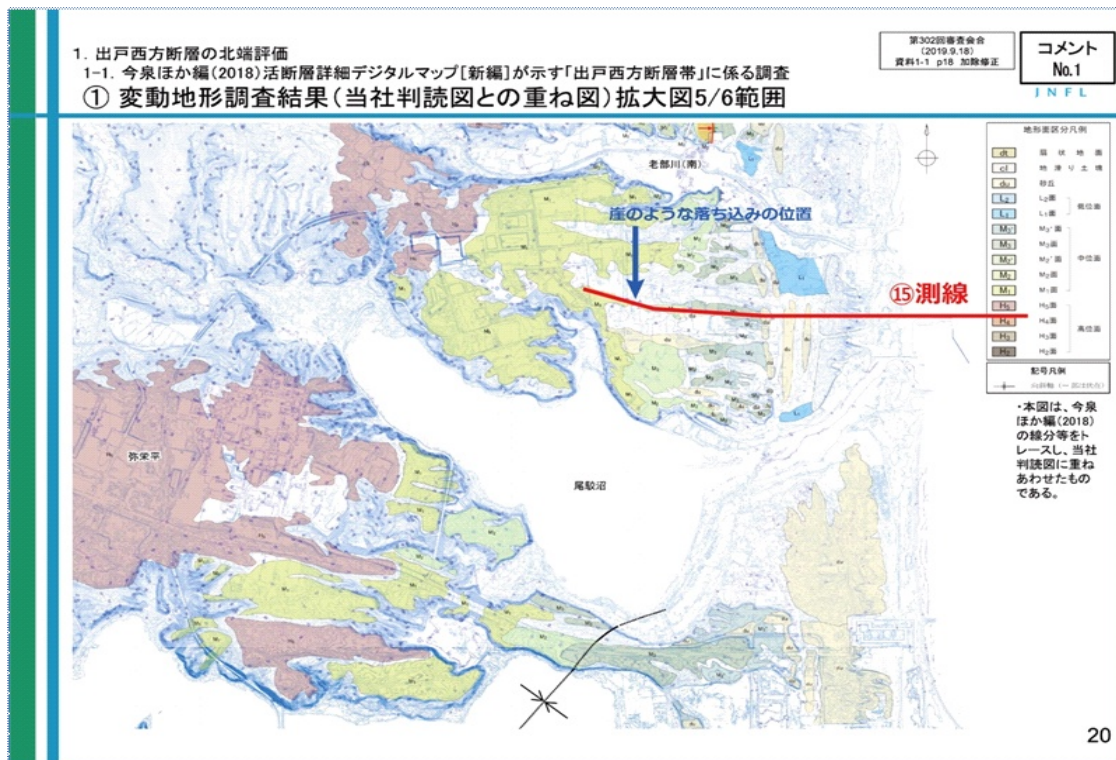
③ ⑰測線のように2つのルートをつなげて地形断面を作成することは科学的な議論を行う上で重大な誤りである。渡辺教授は、⑰測線とおなじ測線について、「崖」を「作る」ためにやったとしか思えない、と指摘し厳しく批判している。いわば、段丘崖を捏造したに等しい行為である。



渡辺満久, 2010年5月26日 地球惑星科学連合大会の口頭発表資料より

④ 同様の構造は⑮測線の500mより手前の位置にも見ることができる。

この「崖」についても、人工の崖状地形である可能性がある。したがって、段丘崖ではなく、段丘面の区分はできない。わずかな地層の違いを根拠によって日本原燃が行なっている段丘面区分は、日本原燃ら原子力事業者の独自のものであり、科学的根拠に乏しい。



2 六ヶ所地域は「外洋」か？「内湾」か

① 奥村意見書

奥村意見書の「3.3 撓曲変形の存否」において、渡辺教授らの見解を次のように批判している。

「渡辺（2016：6頁）には『周辺で異常が認められない海成段丘の傾斜は0.5°（0.9%）程度であることが多い』と記されている。そして1°（1.7%）以上の傾斜は、『非常に大きい』と記述されている。しかし、上述したように海成段丘の形成の場が外洋に面した海浜の外浜であったとすれば、齋藤（1990）の定義よれば、形成時の段丘面の勾配は1～3%（0.6～1.7°）の範囲にあったと考えられる。従って、1～3%（0.6～1.7°）の海成段丘面の傾斜は、断層運動や地殻変動の影響を受けていないことを意味するのであり、この傾斜から撓曲変形を認定することは誤りである。この誤りは、渡辺ほか（2008）等が、三角州や内湾の沖積低地を起源とする関東平野とその周辺にみられるような海成段丘面の水平に近い傾斜を、敷地近傍のように外洋に面した海浜の環境で形成され初生的に海に向かい傾斜を有する海成段丘面に想定したことに起因するものと考えられる。」

② 反論

この批判は、渡辺教授が海成段丘の傾斜の大きさのみによって撓曲の有無を判断しているものと、奥村氏が誤解したためになされたもので、完全的に（ま）はずれの反論である。渡辺教授は同一段丘面における傾斜変化を見いだして六ヶ所撓曲の存在を認定しているのである。

すなわち、M1面（MIS 5e）の傾斜が1500mの幅の帯状の範囲で、西側で0.6°（1%）であったものが東側に行くにつれて1.8-2.0°（3-4%）へと傾斜を変化させている様子が六ヶ所撓曲なのである。

奥村氏は、六ヶ所地域が「海成段丘の形成の場が外洋に面した海浜の外浜であったとすれば」、「1～3%（0.6～1.7°）の海成段丘面の傾斜は、断層運動や地殻変動の影響を受けていないことを意味する」というが、はたして

そうであろうか。形成時に1%（0.6°）の段丘面が3%（1.7°）の傾斜になっていることがわかれば、断層運動や地殻変動の影響を想定するのが自然ではないだろうか。

また、傾斜の絶対値と海成段丘形成時の海洋環境の説明にも疑問がある。日本原燃の分類による海成段丘面の傾斜が下記のように記載され、初生的なものとしてされている。

⑮測線	M3面	0.9%	(0.5°)
⑯測線	M3面	0.2%	(0.1°)
	M3'面	0.7%	(0.4°)
⑰測線	M2面	0.2%	(0.1°)
	M3面	0.8%	(0.5°)

ここにあげた海成段丘面の傾斜角度は、奥村氏が「外洋に面した海浜の外浜」の傾斜として引用している「1～3%（0.6～1.7°）」の範囲から外れる値である。これらの海成段丘面の形成時期には、六ヶ所地域は外洋であったのか、それとも内湾であったと解釈されるのか、大きな疑問が残る。

繰り返しになるが、渡辺教授は海成段丘の傾斜の大きさのみによって撓曲の有無を判断しているのではなく、同一段丘面における傾斜変化を見いだして六ヶ所撓曲の存在を認定しているのである。そのことを理解しない原子力規制委員会の規制基準適合性審査には明らかな過誤・欠落がある。



2019. 6. 28 渡辺満久 東洋大学教授
【とめよう再処理！首都圏市民のつどい】の講演会で

むつ・リサイクル燃料貯蔵センター

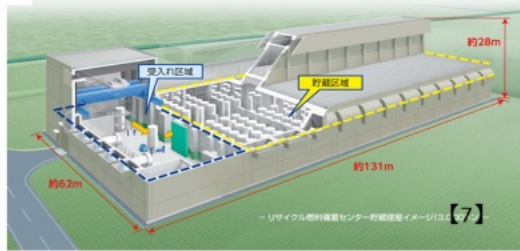


リサイクル燃料貯蔵センター（提供：リサイクル燃料貯蔵株式会社）

■概要

「リサイクル燃料貯蔵株式会社」（東京電力ホールディングス(株)と日本原子力発電(株)の子会社）が設置・運転。
 最終的貯蔵量：5000トン（金属キャスク）
 現在、3000トンの施設完成。自然対流による空冷。
 施設ごとの使用期間50年。
 キャスク（輸送・貯蔵兼用容器）ごとの使用期間50年。

- 東京電力：4000トン
日本原電：1000トン
- むつ市：
使用済み燃料税の収税を目論む
- 地元雇用：？



東通原子力発電所 (東北電力)

設備の概要

敷地面積 約358万平方メートル
 定格電気出力 110万キロワット
 営業運転開始年月 2005年12月
 原子炉型式 沸騰水型原子炉(BWR)
 原子炉格納容器 マークI改良型



六ヶ所再処理工場



六ヶ所再処理工場の竣工延期確実の理由

事務局長 山田清彦

着工から30年経過した六ヶ所再処理工場は、技術の殆どがフランス産だが、高レベルガラス固化技術は東海再処理工場を手本としている。この東海ガラス固化が順調にいかず、12月20日開催の日本原子力研究開発機構（JAEA）と原子力規制委員会との審査会合で、2028年度完了から2038年度完了に引き延ばされた。既に2号炉を運転中止して、3号熔融炉の交換完了が2025年3月から1年後に延ばされた。

審査会合に出席したJAEAの担当者が言うには、2038年末には完了できるが、努力次第では2035年度末に完了することが出来るとした。これには、原子力規制委員会の担当者が疑問を呈した。「東海のガラス固化実績は1号炉で130本、2号炉で234本だったが、3号炉で526本作るのは野心的」と指摘した上で、「4号炉の増設も視野に入れるべきではないか」と注文した。しかもガラス固化体貯蔵庫の容量が66本しかないので、この増設も今から考えるべきで、「貯蔵出来ないからガラス固化を止める」ことは避けて欲しいと求められた。

大都会の東京に近い東海村に高レベル廃液が約370m³も貯蔵されているのに、危機感を持つ人は意外に少ないようだ。もっとも前委員長の更田氏は「東海の場合は早くガラス固化しろ」と求めていた。東海再処理工場の熔融炉の交換が1年先送りされたが、この技術が六ヶ所再処理工場の手本となっているのは間違いない。

六ヶ所再処理工場に2つあるガラス熔融炉は、5年で交換する予定である。現在は1号炉が3年、2号炉が2年の運転実績を持っている。仮に現在の計画で竣工した場合には、使用済燃料をせん断する以前に、アクティブ試験の際に残った約211m³の高レベル廃液を半年ほどかけてガラス固化して、約100m³の廃液を残してせん断開始する予定となっていて、2027年に1号炉の交換を予定している。無論、これは2024年4月～6月に竣工するとした計画の想定であり、多くの人がこの計画は無理だと考えていると思

うが、日本原燃の増田社長は「厳しいけど頑張る」と記者会見の度に言い張っている。

なお、六ヶ所再処理工場の場合、高レベル廃液の貯蔵量を毎月の定期報告では公表していない。万が一漏えいしたら、大変な被害になると想像できるので、本来は公表されるべきと思うが、公表対象にはなっていない。大分前に、社民党の福島党首と再処理施設を見学した際に、高レベル廃液の貯蔵量を尋ねたが、「それはしかへられない」（教えられない）と突っ張ねられたことがある。

ところが、現時点では東海村に約370m³残っていると報道されたし、六ヶ所村の場合は広報担当者に訊くと約211m³残っていると答えてくれる。東海が2038年までにガラス固化が完了するかもしれないが、六ヶ所再処理工場は40年近く（40年で再処理工場ストップとは日本原燃は考えていないようだ）ガラス固化熔融炉を交換していかないといけない。ちなみに、六ヶ所再処理工場の高レベル廃液の最大貯蔵量は366m³で、これを大小ある11の容器に貯蔵する計画だ。

800トンの使用済燃料を再処理すると、高レベル廃液が320m³発生する予定だが、425トンの使用済燃料を再処理したアクティブ試験の際には346m³の高レベル廃液が出た。この実績を踏まえれば、余程上手にガラス固化出来ないと、再処理工場が度々止まると予想できる。

だからこそ、大事故発生の可能性が高い六ヶ所再処理工場の運転を止めるべきと思う。高レベル廃液の管理技術が確立していない現状は日本にとって危機的状況だ。この難題をクリアできない間は、27回目の延期は間違いない。



ガラス固化設備(日本原燃HPより)



「核燃料サイクル40年の大誤算」の検証事業を展開

「再処理工場」竣工・「むつ中間貯蔵施設」稼働？

2024年大きな節目！！

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

能登半島地震から 地域防災・原子力災害を考えよう

能登半島地震で亡くなった多くの方々のご冥福と被災され大変厳しい状況におかれていた皆様に心からお見舞い申し上げます。

地震国の日本には原発・核燃料サイクル施設はいらない、原発の即時廃止をと一層強く思いました。

地震・津波による家屋倒壊などの被害は勿論ですが「原発は大丈夫かな？」と不安が過りました。

事業者は地震発生直後、正確で的確な情報を発信できず、使用済燃料プールの水の飛散量や変圧器の故障（油漏れ）、地盤沈下等の報告も後だし状態で、防災対策の不備などの問題が露呈しました。

能登半島と下北半島の地形がダブって見えます。

道路が寸断され、港が壊れ、高齢者の多い中で本当に避難は可能か？青森県は、原子力施設と共生していくために「防災対策の充実」などをあげていますが、防災計画・避難計画の根本的な検証・見直しで、本当に県民の命を守ることができるかは疑問です。

やはり危険な原子力施設を止めることが一番の安全、安心となります。

青森県を震源とする地震が起きたらと想像してみてください。原発は動いていませんが、使用済燃料、高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物がある事を私たちは忘れてはなりません。

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」で 「核燃料サイクル40年の大誤算」検証事業

核燃料サイクル構想計画から40年という節目をむかえ、県民の会は「核燃料サイクル40年の大誤算」の検証事業(案)に取り組むことを昨年10月の運営委員会で確認し、事業にむけて準備を進めています。

事業の一つ目は

■ 「核のゴミいらない!全国フォーラム」(仮称)の開催

(2024年11月30日 青森市に於いて)

2024年度は再処理工場の竣工、むつ中間貯蔵施設の稼働などが予想され、大きなヤ

マ場・節目になります。高レベル、再処理に関わる、福島、山口、長崎、寿都町、神恵内村や、全国の反原発・反核燃で活動しているグループと連携しながら、青森県の私たちがこの問題にきちんと向き合っていきたいと思えます。具体的な内容は、企画委員会を作り進めます。集会成功にむけて皆様のご協力をよろしくお願ひします。

事業の二つ目は

■ 40年史冊子の発行

長い間、青森県は国策追随の開発政策で失敗。40年間で証明された、核燃料サイクル施設の破綻。それにもかかわらず、進めようとする国、青森県、事業者の問題点。

これまでの運動の歩みと未来への提言をまとめることになりました。内容についてはこれから具体的な作業に入ります。

地震は未だに未知のことばかりで、地震によって起こる全ての現象を予測することはできないです。原子力施設にとって脅威なのは「想定していないことが起きる」ことであり、福島原発事故も今回の能登半島地震も私たちに警告しています。

その事をしっかり受け止め核燃料サイクル40年の大誤算」の検証事業に取り組んでいきます。

皆様のご意見・ご要望をお寄せください



2023年12月22日に青森県知事宛に「公開質問状」を提出し、2024年1月22日に回答が届きました。

公開質問状や回答の内容、その他の活動等については「核のゴミから未来を守る青森県民の会」のホームページに掲載。ぜひご覧ください。併せて「会」への入会・ご支援をお願いします(入会申込書はHPから)。

ホームページ(イラスト 放出吉倫氏)

【URL】<http://kenminnokai.shop>

原告・県民の会事務局 伊藤和子

六ヶ所核燃などを巡る動き

2023年

- 11 6 電気事業連合会の池辺和弘会長（日本原燃会長）：再処理工場の稼働に向けた審査対応を強化するため、原燃に派遣する支援要員を新たに30人程度増やす方向で検討。総勢で110人規模となる。むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設の各社共用については「重要な施策」と述べる。
- 6 宮下宗一郎青森県知事：池辺和弘電気事業連合会長、増田尚宏日本原燃社長と県庁で会談し、核燃料サイクル事業を「使命感を持って仕上げてほしい」と注文。「県民には事業への不安、進捗状況に対する不信感がある」とも述べ、丁寧な広報対応を求めた。
- 10,11 2023年反核燃秋の共同行動（むつ行動10日・青森行動・11日）開催。13日に青森県、六ヶ所村、日本原燃、使用済燃料再処理機構に申し入れを行なう。
- 20 青森県：県内の原子力事業者に課している核燃料税の一部の税率を、2024年度から大幅に引き上げる条例案を明らかにした。対象は、日本原燃の核燃料サイクル関連施設で一時貯蔵が続く高レベル放射性廃棄物など。期間は5年間で、税収は現行税率より280億円増の1255億円と、過去最高を見込む。
- 22 青森県：県内の原子力事業者に独自課している「核燃料物質等取扱税(核燃料税)」の一部の税率を、2024年度から大幅に引き上げる条例案を県議会に提出。課税期間は28年度までの5年間で、総額は過去最高の1255億円を見込む。
- 27 原告団：事務局会議を開催。
- 28 共創会議（青森県内に立地する原子力施設と地域の共生に向け、国や地元自治体、事業者が一堂に会して将来像を議論する会議）：初会合を青森市内で開催。立地4市町村長は「共通課題」として、下北半島縦貫道路の整備促進、大間一函館フェリー航路やむつ総合病院整備に必要な財政支援などを列挙し「早期に取り組んでほしい」（山本知也むつ市長）と訴えた。国側は基本方針を2024年春ごろに策定する方針を示した。
- 29 日本原燃の増田尚宏社長：再処理工場の認可（設工認）審査で、年明け以降に予定する耐震評価に「数カ月のオーダー（規模）で時間がかかる可能性はある」と明らかにした。「今の審査がかなり厳しい状況にある」とも。
- 29 日本原燃の増田尚宏社長：再処理工場の設工認で、建屋・機器の耐震計算に必要な「地盤モデル」を全面的に見直すため、26本に及ぶボーリングの追加調査が完了したと報告。
- 12 5 原告団：核燃基礎講座 No.7 を開催。六ヶ所核燃料サイクル施設の現状として、「はじめに：六ヶ所核燃サイクル施設の概要」&「Part1: 低レベル放射性廃棄物埋設センター」を澤井正子さんが詳しく説明。
- 8 日本原燃：米企業とウラン濃縮に関する覚書を結んだ。
- 8 青森県議会：原子力事業者に課す核燃料物質等取扱税（核燃税）を引き上げる条例案を賛成多数で可決した。
- 16 原告団：フランス国立科学研究センター（CNRS）の研究部長のソフィー・ウダール氏と事務所で意見交換。ラ・アージュの現状などを聞く。
- 18 原子力施設が立地するむつ、大間、六ヶ所、東通の4市町村長：懇談会を開催し、国や県への要望内容（避難路など）を確認した。
- 20 日本原燃の増田尚宏社長：
- 20 原子力機構：東海再処理施設の高レベル廃液ガラス固化完了を38年度末へ10年延期と、原子力規制委員会のチーム会合に報告。
- 21 日本原燃：大飯原発から2112本低レベル放射性廃棄物搬入。
- 22 原告団：核燃裁判。2通の準備書面を提出。
- 22 核のゴミから未来を守る青森県民の会：宮下青森県知事に「青森県を核のゴミ捨て場にしない」ための公開質問状を提出。
- 27 日本原燃：高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）貯蔵管理施設で10月に発生した送排風機一時停止の原因を、制御盤の更新工事での誤操作と明らかにする。
- 27 原子力規制委員会：柏崎刈羽原子力発電所の核燃料移動禁止命令を解除。これに伴い柏崎刈羽原発を最初の搬出元と定める、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設の事業開始が一步前進した。
- 28 むつ市の山本知也市長：使用済燃料中間貯蔵施設への受入れの前提とされてきた再処理事業との整合性について、「中間貯蔵で50年経ったときに稼働している再処理工場に持って行くことになっている。整合性を求めることに特段意味がない」と述べる。

2024年

- 1 1 令和6年能登半島地震発生。最大震度7（M7.6）の揺れを観測する大地震で、建物の倒壊や津波の被害、地盤の隆起（4m）が確認された。
- 13 原告団：事務局会議を開催。
- 25 日本原燃：2024年度から3年間の再処理工場の使用計画を原子力規制委員会に提出。2025年度に再処理を開始し、2026年度は170トン再処理する。
- 30 日本原燃：ウラン濃縮工場の新型遠心分離機75トン分の増設を、3月から7月に延期。
- 31 日本原燃の増田尚宏社長：「私の見通しが甘かった」と再処理工場の6月完成を断念、9月に先延ばし。



お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 2024. 3. 22(金) 14:30～青森地裁
- ◆ **さようなら原発・核燃3・11青森集会** 2024. 3. 10(日) 特別講演・武藤類子さん
(詳細は同封チラシをご覧ください)
- ◆ **4・9反核燃の日全国市民集会** 2024. 4. 6(土) 11:30～
リンクステーションホール青森(青森市文化会館)4階 会議室(1)
- ◆ **第39回 4・9反核燃の日 全国集会** 2024. 4. 6(土) 14:00～
リンクステーションホール青森(青森市文化会館)5階 大会議室

カンパを戴いた方々です。(敬称略)ありがとうございました。

赤沢美恵子、北村哲男、河野正義、内田弘志、大澤統子、田平康子、大久保徹夫、高橋将之、日下部信雄、土井敏彦、仲谷良子、高松恵子、本間義悦、渡辺つたえ、西尾美和子、井上善雄、高木久仁子、小形健治、林隆志、稲葉みどり、佐原若子、野坂幸司、山田隆一、中村光一、中畑範彦、高屋敷八千代、小田切豊、稲垣康夫、久保優子、稲田みどり、澤田秀一、建部玲子、葛西洋子、薄井洋一、長谷川清純、坂井清昭、曾我日出夫、藤森勝彦、高森修子、瀬尾英幸、匿名希望の方々

会員の一言

- 原発訴訟には逆風が吹いていますが、毅然として、ふれずに闘っていきましょう。(O.Tさん)
- 自由が森学園の生徒さんが頼もしいことは前から知っていましたが、南アルプス子ども村中学校は初めてです。とても興味深い学校だなと感じました。(A.Mさん)
- 能登半島地震での志賀原発の被害状況はまだまだはつきりわかりません。ここでも活断層の甘い評価があったと言われていています。珠洲原発を作らせないでよかったと、どれだけの人が思ったことでしょう。日本原燃への技術的信頼性は皆無ですし、穴だらけの核燃サイクルなど放棄すべきです。(I.Kさん)

編集後記

想定外ではなく、想定しない事にする 夢坊

正月からの災害と事故続き、これは防げなかったのだろうか。地震は避けようがないが、数年続いている地震状況から、累積損傷で建物強度が弱くなっていることは分かっていた筈。瓦屋根を外して軽くして、柱の間に構造合板を入れて補強して、避難口への動線を確保することで家屋倒壊死を減らせたのではないか。国土強靱化ミサイル武装の予算を国民の防災に回してほしい。▼固定翼機は後退できない、滑走路は離陸と直陸の同時使用は出来ない。許可なくして誘導路からの進入は危険である。羽田空港には空港面探知レーダーがあり、作業車両や機体の位置を検知していた。複数機が進入する事のないように監視しているが、煩雑に鳴る警報は止められ、監視盤を注視する専担者は居らず、ゴーアラウンド指示を出せなかった。緊急脱出・消火の成功で喜ばず、事故を防げる設備がありながらも運用不備が無かったかの検証してほしい。▼想定外だった、予測できなかったというのは、予算を削るための言い訳に過ぎないのでは。地割れ・段差・崩落が発生しない強固な避難道路と原子力施設の敷地。供給が止まらない電力、データの滞りが無いモニタリング。地盤上昇・引き波でも常に取水できる冷却水。そんなものは実現できないから原発では想定しない事にする。国民の命より、裏金が大事な政治屋は、再稼働の危険性を想定しない。

冬期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に冬期カンパの振込用紙を同封しました。よろしくお願ひします。

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://1mangenkoku.org/>